

令和8年度 本部会計 事業計画書

1、 理事会及び評議員会の開催について

令和8年6月上旬 令和7年度事業報告、決算報告理事会

令和8年6月下旬 令和7年度事業報告、決算報告評議員会

令和9年3月 令和8年度補正予算 理事会
令和9年度事業計画 、予算 理事会

2、 写真アルバム「まつかぜ」第5号の発行

3、 職員勤続表彰（15年、10年、5年）、建設積立金への繰入

令和8年度 児童養護施設 事業計画書

【目的】

児童養護施設は、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする。

【基本理念】

「常照園」は浄土真宗の開祖 親鸞聖人の著書である『顕浄土真実教行証文類(教行信証)』、「行巻末」の『正信念仏偈』の偈文中の「大悲無倦常照我」に由来する。これは、「阿弥陀如来の大慈悲心が倦むことなくいつも人ひとりを照らし続ける」ことであり、職員が常に子どもたちに寄り添い、ひとりの子どもをトータルにとらえ、安心して安全な日常生活環境を保障することにつながる。このぬくもりの絆を根幹に、社会的養護を推進していくことを基本理念とする。

【運営方針】

「常照園」は、誰もが「生まれてきて良かったと思えるために」子どもたちの最善の利益を第一に考え、心豊かで健やかな発達権の保障に努める。また、地域に頼られる存在として、あらゆる人とつながることで、子どもたちを社会全体で育てるための居場所となる。

【重点目標】

- 1, プロ意識とチームワークを備えた組織作り
- 2, 暴力のない安全・安心な施設運営
- 3, 誰もが働きやすい職場環境づくり
- 4, 快適で質の高い生活の実現
- 5, 生活支援と心理支援の協働
- 6, 退所後を見据えた自立支援、心理支援の充実
- 7, 里親支援の充実
- 8, 地域との連携強化

【令和8年度の展望】

令和元年度に掲げた「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」の理念のもと歩んできた環境整備は、4年にわたる工事を完了し、令和7年度を経て一つの節目を迎えた。令和8年度は、その基盤を大切にしながら、日々の関わりの質をさらに深めていく一年とする。

建物や体制の充実に伴い、常照園の取り組みは各地から関心を寄せていただいている。建築専門誌への掲載に続き、一般社団法人 日本医療福祉建築協会の専門誌『医療福祉建築 (JOURNAL OF JAPAN INSTITUTE OF HEALTHCARE ARCHITECTURE)』にも紹介され、社会的養護における環境づくりの実践例として取り上げられた。見学者も継続的に来園しており、学び合いの機会は着実に広がっている。

しかし、私たちが何より大切にしたいのは、「ここで過ごす子どもたちはじめ、常照園にかかわる一人ひとりがどう感じているか」である。常照園が目指すのは、子どもも大人も、関わるすべての人が「生まれてきてよかった」と思える日常である。その実感をより確かなものにしていくことを、令和8年度の大切な柱とする。

子どもたちの養育においては、安心・安全・安定を土台に、職員との丁寧な1対1の関わりを引き続き大切にす。個別外出や習い事などの取り組みも拡充し、子どもたちが自分らしく挑戦できる機会を積み重ねていく。

在所中から自立への移行期支援も重要であり、途切れることなくつながり続けていく。児童自立生活援助事業Ⅱ型事業所「光」「灯」の活用をさらに深めながら、若者が安心して社会へ歩み出せる環境づくりを進める。アフターケアについては、令和7年度の相談件数が2,000件を超えており、退所後もつながり続けられる存在であることを改めて実感している。今後も「いつでも帰ってこられる場所」であり続けるとともに、アウトリーチ支援の充実も図っていく。

家庭支援や里親支援についても、専門職が協力しながら、地域の中で孤立しない支援を心がける。それぞれの立場を尊重し、ゆるやかにつながり合える関係づくりを丁寧に積み重ねていく。また、短期入所センターとの連携も引き続き大切にし、地域の多様なニーズに応じた柔軟な支援体制を整えていく。

職員間の連携については、これまでも工夫を重ねてきた。特に、アイデアシートを用いて現場からの意見を吸い上げ、スピード感をもって形にしていく取り組みは、次の提案を生み出す好循環につながっている。自分たちの声が組織に反映されているという実感は、職員一人ひとりのやりがいや誇りにもつながっている。今後も対話を大切にしながら、誰もが孤立することのない職場づくりを進めていく。

また、令和7年度に実施した第三者評価の結果を真摯に受け止め、強みを伸ばし、課題には丁寧に向き合いながら、質の向上に努める。

さらに令和8年度は、職員同士のつながりや学び合いを大切にしながら、組織としての力を高めていくことにも意識を向ける。児童自立生活援助事業Ⅱ型の今後のニーズを見据え、段階的な受け入れ体制の拡充を進めるとともに、人材育成の体系化を図る。若手職員の育成と中堅層の役割強化を進め、互いに支え合いながら経験や知恵が循環する組織づくりを意識することで、支援の質を安定的に高めていく。

さらに、こうした実践を支えているのは、日々子どもたちと向き合う職員一人ひとりの力である。常照園では、現場の実践から学び合い、その学びを社会へ発信していく文化を大切にしている。職員が互いに支え合いながら成長し、その経験が次の世代へと受け継がれていくことで、支援の質はより豊かなものとなる。これからも「人」を大切に施設運営をしながら、社会的養護の実践を着実に積み重ねていく。

常照園が各地から注目をいただく背景には、建物だけでなく「人」の力がある。職員が誇りを持ち、子どもが安心し、地域から信頼を寄せていただける。その積み重ねこそが、次の発展につながると考えている。

令和8年度は、これまで築いてきた歩みを礎に、「つながり」と「実感」をさらに育てていく一年である。常照園はこれからも、安心・安全・安定した日常を大切にしながら、関わるすべての人が「生まれてきてよかった」と思える社会の実現に向け、着実に歩みを進めていく。

【施設概要】

- 1、入所定員 48名（本体施設 30名 {児童棟 6名×2 分園型小規模グループケア 6名×3}、地域小規模児童養護施設 6名×3）
- 2、職員配置 施設長 1名、主任 1名、主事 2名、個別対応職員 1名、家庭支援専門相談員 2名、里親支援専門相談員 1名、バックアップ職員 1名、自立支援担当職員 2名（非常勤 1名）、小規模グループケア担当職員 5名、特別指導員 1名、ケアワーカー 42名（保育士 15名、児童指導員 27名 {内非常勤 2名}）、栄養士 1名、調理員 4名、心理療法担当職員 2名、看護師 1名、事務員 1名、医師 1名（内非常勤 1名）

【生活支援】

家庭的な雰囲気の中、安心安全な生活環境を築くことにより、子どもたちの自尊感情や自己肯定感の向上を図る。子どもの自主性を尊重しつつ、あらゆる経験、失敗などを通して、豊かな人間性及び社会性を養い、家族再統合や自立への支援を図る。

1、宗教的情操の涵養を図る。

折に触れ宗教的情操教育を実施し、豊かな人間性を養うとともに教区内外の各種団体との交流をはかっていく。

2、健康の促進

嘱託医（産業医）と連携し、定期健康診断による子どもの健康管理を実施する。食中毒や感染症防止のため、栄養士、看護師が中心となり、情報提供や最善の対応方法を実践していく。また感染症に関するBCP（事業継続計画）の内容にも記載している。

3、子どもの権利擁護

子どもの意見吸い上げシステムを中心に、あらゆる方法（日常会話、意見箱、個別のおでかけ等）で子どもたちの声を聴くことに重きを置き、子どもの声がスピード感をもって生活に反映される仕組みづくりを充実させる。

4、食育

「食」に関する知識と「食」を選択する力を養い、健全な食生活を実践できるように、栄養バランスの整った規則正しい食事の提供をする。リクエスト食や**世界各地の献立を提供する「食旅」等を取り入れ**、『食』の楽しさや大切さを育む。また、被災を想定した防災食を献立に取り入れる。大阪ガスや支援者の協力を得て、月1回程度の料理教室を実施し料理に触れる機会を設ける。また、食生活の充実を図るため月1回の給食会議を行う。栄養士、調理員と生活担当職員と連携をとりながら、より家庭的な食育に取り組む。加えて、子どもたちの誕生日を大切な日として、浄土真宗本願寺派大阪教区と連携をはかり、すべての入所児の誕生日会にホールケーキも贈られるプロジェクトが定着し、今後も継続していく。

5、学習支援の充実

子どもの学習状況に応じたペースで、生活担当職員を中心に行う。中高生は学習塾の利用により、高校進学・大学進学等の促進を図る。また、多様性を認め、進路選択の幅も高卒資格の取れる専修学校や単位制高校、通信制高校なども、子どもたちの特性にあわせて推奨していく。

6、生活の小規模化

施設整備により小規模化がはかられ、子どもたちが「家」としての帰属意識を持てるようになり、より丁寧に個々の子どもを大切にできる支援を目指す。個々の生活空間が保たれ、時間がゆったりと流れるあたたかみある自己実現の居場所を創造する。

7、行事の充実

おでかけや旅行等の行事は、基本的に子どもたちの生活枠である家ごとで実施する。子どもたちがやりたい、行きたい、参加したいといった主体性を発揮できる行事としていく。また、家単位を越えたグループワークとして、フットサル、駅伝等を実施し、職員と子どもたちが共に有意義な時間を過ごすことで、それぞれの自己実現を図る。

8、社会性の促進

子どもと地域社会との交流を図る。常照園と学校だけではなく、子どもたちにとって落ち着いた輝いたり

できる居場所をつくる。学習塾だけでなく、習字や体操教室、ダンス、ボーイスカウト、スイミング、サッカースクールなど習い事を推奨し、体験の機会を得ることで自己実現を図る。また、昨今インターネット利用の若年化、SNSを通じたトラブル等が増加している。対応として、管理、禁止をするのではなく、失敗経験も含め正しい使用法やマナー、トラブルに巻き込まれない自衛能力等を育む。

【自立へ向けた支援】

民法改正により、18歳が成年年齢となった。一方で複雑な生育歴を持ち、入所してきた子どもたちが、卒園して社会で自立していくことには多くの障壁がある。急な自立ではなく、段階的かつ穏やかな自立ができるような体制を整える。

1、リビングケア 自立支援担当職員の配置

自立支援担当職員が中心となり、奨学金の情報を収集し、申請手続きをサポートする。退所後の金銭管理シミュレーションを行い、実践的な金銭感覚を養う。また、ひとり暮らし体験のサポートなどを行い、在園期間中に退所後のイメージを持てるように取り組む。他には、マンションの一室を借り、卒園前の自立に向けて、ひとり暮らしの体験を積む自立支援プログラムの実施などを通して、在園中に失敗体験も成功体験もできるように継続して取り組む。その中で、些細な困りごとでも、誰かを頼る力（受援力・援助希求力）を育む。

2、措置（在所期間）延長の積極的な活用

高校中退や高校卒業以降も急な自立を迫るのではなく、積極的に措置延長をし、それぞれのペースで自立ができるようにサポートする。進学する者、就労する者の新たなスタートをこれまでと変わらない生活環境や職員により支えられ、ドロップアウトせずに、安定した生活の継続につながっている状況が見られる。今後その人のペースに合わせた自立を支援していく。

3、児童自立生活援助事業Ⅱ型

児童自立生活援助事業所「光（ひかり）」と「灯（あかり）」を開設した。措置解除を迎えた人や、措置解除後家庭復帰していたが、生活課題が重篤化した人など、継続して常照園とかかわっていけるように、法人契約しているマンションの一室等で暮らしながら、安心して支えられる環境が整い、着実に自立へと歩みを進められるようサポートしていく。

【アフターケア】

実家のように帰りやすい居場所づくり

自立支援担当職員と在園中の生活担当職員等が協力して、退所児に対して、日常的な生活支援や、トラブルへの対応を行う。また、精神的に支えながら、親子関係の再構築や自分史の再構築など必要な支援を行い、退所後も安心して施設を頼ることができるようにつながり続ける。

さらに、NPO法人などの協力を得て、20歳を迎える卒園生に対し、晴れ着、着付け、メイク、撮影等を無償で提供し、二十歳の集い式典会場まで送迎するというイベントも引き続き実施していく。また、退所後1年間や生活困窮に陥った卒園生に仕送りをするプロジェクトも継続して実施していく。これらの取り組みを通して、退所後も安心して常照園を頼りにできる関係性を築いていく。

【地域における公益的な取り組みの推進】

1. 地域の多様なニーズを把握し、社会福祉法人の責務を果たすべく公益的な取り組みを推進する。体

罰等によらない子育ての推進等「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」を目指す。

2. 退所児のアフターケアも含めた生活困窮者への支援を実施する。また、児童養護施設でこれまで培ってきたことを活かし、虐待予防に向けた子育て支援等を実施するため、行政や民生委員、NPO 法人等と連携をはかり、積極的に要支援者へアウトリーチ型支援を行う。
3. 吹田市児童虐待防止ネットワーク会議、吹田市社協施設連絡会、豊津西中学校区地域教育協議会、等への参加により連携を深め協働する。
4. 引き続き、神楽町自治会とは、防災訓練、清掃活動等を共同して行う。社会的にも風通しの良い開かれた施設を目指している。自治会と共催で**常フェス(お祭り)**を開催する。
5. さらに地域住民の困りごとやニーズ等を把握し、今後、職員派遣や具体的な地域支援を積極的に推進していく。

【専門職チーム】

自立支援担当職員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員、家庭支援専門相談員、看護師等でチームを創設し、それぞれの業務を共有しながら連携を深める。特にアウトリーチ型地域支援において協働していく。

1、心理療法担当職員による支援

被虐待児童、処遇困難児童等の心理的援助を必要とする子どもに対して、プレイセラピー等心理療法を実施することにより支援の向上を図る。また、会議、研修、コンサルテーションなどを通して、心理療法担当職員が生活担当職員とともに子どもの理解を深めていく。さらに保護者や関係機関とのカンファレンス等、必要に応じて心理療法担当職員が介入し、助言等を行うことで質の高い支援へとつなげる。加えて退所した人への継続的支援や、地域の自立援助ホームや里親家庭への支援、アウトリーチ型支援も実施していく。

2、里親支援

家庭養護の推進、入所児の里親委託推進、里親会との連携等、施設が地域の基盤として里親支援を実施していく。里親支援専門相談員を中心に、関係機関と連携し地域における里親啓発活動をはかっていく。その中で社会的養護の認知度を高めていく。地域型里親支援機関として、子ども家庭センター（児童相談所）や関係機関と協力して、一時保護委託やショートステイなど新たな里親支援の充実を図る。また、これまで支援してきた里子の措置解除後のアフターケアにも継続して注力していく。

3、家庭支援

家庭支援専門相談員を中心に、保護者支援の充実を図る。保護者の支援によって在園児との家族再統合におけ、調整していく。また、幼児期や小学生の時に家庭引き取りを迎えた児童、その家庭へ配食を行うなどアウトリーチ型支援に取り組んでおり、市町村と連携してレスパイト等を実施している。さらなる充実を図る。

4、医療的支援

嘱託医（産業医）と看護師が連携しながら、入所児に医療的ケアを実施し、必要に応じて通院を行う。またアウトリーチ型支援においても、医療的な側面からの視点を持ち、養育経験のない里親への乳幼児への安全配慮に対する助言など、他の専門職と協働していく。

5、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域における施設間連携や、社会福祉協議会と連携をはかり、地域における生活困窮者への支援や、身近な困りごとへの支援を行うことで、社会貢献にもつなげる。

【非常災害対策関係】

- 1、毎月1回の避難訓練、及び年2回の消防署立会いによる総合訓練を実施する。
- 2、非常災害対策委員会を設置し避難訓練等の企画・反省を行い、実際に災害が発生した場合、的確に対応できるよう訓練を重ねる。
- 3、非常災害対策委員会、主任会議、職員会議等で地震など緊急時の対応について定期的、また必要に応じて協議する。また、防災に関する外部研修の受講や情報収集等に取り組む。新たに施設整備竣工後の非常災害対策を含めたBCPの策定等、さらに非常時における実践的な対応の標準化を強化する。

【施設整備関係等】

- 1、 地域小規模施設スタッフルーム増設工事 2か所
- 2、 その他補修工事など

【職員関係】

- 1、主体性が活かされ、ぬくもり豊かな組織風土の醸成
重点目標にある、誰もが働きやすい組織づくりにおけ、心理的安全性を担保し、新任職員から管理者まで、誰もが自分らしく発言でき、不平不満ではなく建設的な話し合いができる組織を創造する。会議のあり方、日々のコミュニケーションにおいて、主体的に対話を増やし参加型を意識し、支え合える職員関係を築いていく。各職員の主体性が発揮されるよう誰もが発案できるアイデアシートを活用する。
- 2、職員研修の充実
職員資質の向上を目的として、年間を通して定期的に研修会を実施する。具体的には、心理職を中心に、アタッチメントやトラウマ等の理解を通じて、生活の中で予防的、肯定的に子どもに関わることを意識した研修を実施するとともに、スキルアップを目指し、各職員のレベル・ニーズに合わせた階層別の研修を実施する。また、子どもの処遇困難ケース等については、随時ケース検討会を実施し処遇の向上を図る。加えて、各職員が自発的に情報収集し参加を希望する研修（Self Development System）を積極的に受講する。加えて、各ユニットのメンバーをごちゃまぜにした小グループを組み、年間を通して自由度の高いグループワークをすることで、横のつながりの強化を含めた研鑽を積む。さらに、人権侵害の予防や、適切な職場環境維持（ハラスメント対策）への取り組みとして、会議等で職場風土の意識を高めていく。
また、職員の学びを施設内にとどめるのではなく、外部へ発信していくことも重要な成長の機会と捉える。各種研修会や研究会等において、常照園の実践を発題する機会を積極的に推奨し、職員が研修講師として登壇することを後押ししていく。日々の実践を言語化し、他者に伝える経験は、自らの支援を振り返り、専門性を深める大きな機会となる。また、常照園で積み重ねてきた実践を社会的養護の現場と共有することで、学び合いの輪が広がり、支援の質の向上にもつながる。こうしたアウトプットの機会を通して、職員一人ひとりの成長と、組織としての専門性の向上を図っていく。

3、人材育成

「人材を人財に」をテーマに、キャリアパス制度を導入し、コンピテンシーシートを用いた面談を実施するなかで、求められる人材像を明確にし、各職員の目標（短期・中長期）を共有し、それを意識した人材育成に取り組む。また、心身不調の予防回復も含めた育成体制を図る。さらに、トラブルへの対応や非常時、被災時など、職員が安心して働けるよう引き続き安心・安全マニュアルを活用していく。

また、実習生やボランティアの積極的な受け入れをする中、職員が丁寧な対応を心がけ、この仕事この職場の魅力を、熱意を持って伝えることで「常照園で働きたい」「この人と働きたい」と思ってもらえるように人財を育成していく。

4、健康管理

(1) 毎月1回の検便、年2回の健康診断を実施する。また、インフルエンザの予防接種を実施する。感染症拡大防止を念頭に、日々の手洗い、うがい、アルコール消毒の励行に取り組む。また随時、感染症関連の情報収集に努め適宜対応する。

(2) 職員の心理的安全性の担保を図る。嘱託医（産業医）がストレスチェック実施者となり、各職員に対しストレスチェックを実施していくなど、気軽に悩みを相談できる環境づくりに取り組む。また、心理職、看護師と連携を強化し、日常生活での困りごとなど、密に相談できる関係性を構築する。

5、職員の福利厚生

子どもにとって、養育にかかわる大人が安定して永続的に関わることは非常に重要であり、職員が長く働き続けることが大きな支えとなる。そのため、職員が長く勤務できる環境づくりを行う。

(1) 勤続年数5年、10年を迎えた職員を表彰し、慰労金を支給する。さらに、**勤続年数15年を迎えた職員にも同様の表彰と慰労金を支給**する。この制度は令和8年度から開始し、これまでに15年を経過した職員にも遡って適用する。

(2) 職員の健康管理を支援するため、インフルエンザ予防接種の費用を事業所負担とする。

(3) 新年会や歓送迎会をはじめ、年2回以上の親睦会を実施し、その費用も事業所が負担する。

(4) 勤務体制に関しては、ローテーション勤務の中で取得しにくい長期休暇を「レイドバック休暇」として、意識的・計画的に取り入れる。さらに、年末年始に出勤する職員には手当を支給する。

(5) 365日24時間体制の中で、イレギュラーな勤務時間への対応が求められるため、必要に応じてフレックスタイム制を活用し、休憩時間の調整を行う。

(6) 台風や異常気象、交通機関の運休などにより、通常業務の遂行が困難な状況下での勤務には、リスク手当を支給する。これらの取り組みを通じて、誰もが働きやすい職場環境を整えていく。

(7) 子育て中の職員が安心して働き続けられる環境づくりの一環として、法定基準を超えて整備する。子の看護等に関する休暇制度について、子どもが18歳に達するまで活用できる仕組みとする。

(8) 職員一人ひとりの人生を大切にする取り組みとして、職員が「生まれてきて良かったと思える」時間を持てるよう、誕生日休暇を設け、年間1日の特別休暇とする。

令和8年度 児童自立生活援助事業Ⅱ型「光」事業計画

【目的】

児童自立生活援助事業は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等（以下「児童自立生活援助事業所」という。）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

【施設概要】

自立援助事業者：社会福祉法人 大阪西本願寺常照園

名称：児童自立生活援助事業所Ⅱ型 「光（ひかり）」

入所定員：2名（ルミエール垂水、児童養護施設分園型小規模グループケア「芽」2階居室5）

職員配置：管理者1名（児童指導員）

事業開始年月日：令和6年5月1日

【事業内容】

この事業は利用者が自立した生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活支援等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。

- ① 就業への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助等
- ② 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助等
- ③ 職場を開拓するとともに、安定した職業に就くための援助及び就業先との調整等
- ④ 入居者の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤ 児童相談所及び必要に応じて市町村（こども家庭センターを含む。）、児童家庭支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、警察、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- ⑥ 児童自立生活援助事業所を退居した者に対する生活相談など
家庭的な雰囲気の中、安心安全な生活環境を築くことにより、子どもたちの自尊感情や自己肯定感の向上をはかる。子どもの自主性を尊重しつつ、あらゆる経験、失敗などを通して、豊かな人間性及び社会性を養い、家族再統合や自立への支援をはかる。
- ⑦ 自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、入居中の個々の児童等について、年齢、発達の状況、当該児童等の事情等に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童等の意見又は意向、児童等やその家庭の状況等を勘案して、自立支援計画を策定する。

令和8年度 児童自立生活援助事業Ⅱ型「灯」 事業計画

【目的】

児童自立生活援助事業は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等（以下「児童自立生活援助事業所」という。）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

【施設概要】

自立援助事業者：社会福祉法人 大阪西本願寺常照園

名称：児童自立生活援助事業所Ⅱ型 「灯（あかり）」

入所定員： 入所定員 2名（ライブステーション江坂、地域小規模児童養護施設「雅」2階居室5）

管理者氏名：小川健二郎

職員配置：管理者1名、指導員1名

事業開始年月日：令和6年10月1日

【事業内容】

この事業は利用者が自立した生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活支援等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。

- ① 就業への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助等
- ② 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助等
- ③ 職場を開拓するとともに、安定した職業に就くための援助及び就業先との調整等
- ④ 入居者の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤ 児童相談所及び必要に応じて市町村（こども家庭センターを含む。）、児童家庭支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、警察、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- ⑥ 児童自立生活援助事業所を退居した者に対する生活相談など
家庭的な雰囲気の中、安心安全な生活環境を築くことにより、子どもたちの自尊感情や自己肯定感の向上をはかる。子どもの自主性を尊重しつつ、あらゆる経験、失敗などを通して、豊かな人間性及び社会性を養い、家族再統合や自立への支援をはかる。
- ⑦ 自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、入居中の個々の児童等について、年齢、発達の状況、当該児童等の事情等に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童等の意見又は意向、児童等やその家庭の状況等を勘案して、自立支援計画を策定する。

令和8年度 短期入所センター 事業計画書

【目的】

本事業は、障がいを持つ人々やその家族が安心して地域で暮らすことができるよう、家族に代わって一時的に預かることにより、福祉の向上をはかることを目的とする。

【施設概要】

- 1、利用定員 短期入所 10名 日中一時支援 10名
対象：障害児・者
- 2、職員配置 管理者（施設長）1名
生活支援員 3名（男性職員1名 女性職員2名）
非常勤生活支援員 1名（女性職員1名）
非常勤調理員 1名 非常勤経理 1名 計7名

【令和8年度の動向】

近年、障がいのある児童や保護者の中には、将来のグループホーム入所を視野に入れ、早期から生活支援の準備を進めたいという声が増えており、短期入所利用のニーズも高まっている。令和7年度は、「地域生活支援拠点等の機能の充実」を掲げた令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の趣旨を踏まえ、地域生活支援の役割強化に努めてきた。

一方で、障がい部門における人材不足は依然として大きな課題であり、支援の質と安定性を確保するため、引き続き対応していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、令和8年度は、利用者一人ひとりの希望に応じた地域生活の実現に向けた支援の充実と、職員の働きやすさや専門性の向上を両輪として取り組みを進めていく。また、将来を見据えて準備を進めたいと願う保護者の期待に応えられるよう、当事業所として地域生活支援の役割を果たしていきたい。

さらに、令和7年度には支援のあり方について振り返りを求められる事案があったことも踏まえ、日々の関わりを丁寧に見つめ直し、安心して利用していただける支援の実践に努めていく。あわせて、職員同士のつながりや学び合いを大切にしながら、組織としての支援力の向上にも取り組んでいく。

【サービス関係】

当短期入所センターは、誰もが「生まれてきて良かったと思えるために」利用児・者の最善の利益を第一に考え、より一層のサービスの向上を目指し、以下の点について特に留意し、利用児・者のケアにあたる。

1、事故や病気から利用児・者を守る

何よりも、利用児・者の安全を優先する。

食中毒や新型コロナウイルス感染症等の感染症防止のために対策を行っていく。

非常時マニュアルの充実をはかり、設備を整え、職員の専門技術を高め、怪我や病気から利用児・者を守る。

2、快適で楽しい生活の場を創る。

家族から離れての不安や緊張をやわらげるため、利用児・者にあわせた援助を行う。通園、通学、通所、通勤等も、家庭にいる時と同じようにできるだけ実施する。再び利用したくなるような施設を目指す。壁面装飾をほどこし、明るい雰囲気を提供する。

3、利用児・者の家族が安心して利用できる施設になる。

バースデーカード等を発送し、身近な施設であることを知らせる。

家族への連絡票を通じ、利用中の様子を家族に伝える。

4、利用児・者の家族と共に、開かれた施設運営をはかっていく。

家族と施設職員との語り合う場を大切に、密な関係性を築き施設運営に活かしていく。

5、外部機関との連携の強化をはかる。

行政（吹田市・豊中市）や、他の事業所との情報共有をはかり、連携を密にしていく。

【非常災害対策関係】

児童養護施設に準じ、避難訓練は合同で行い、また「短期入所センター」独自でも行う。

非常対策委員会にて避難訓練等の企画・反省を行い、実際に災害が発生した場合、的確に対応できるよう訓練を重ねる。また、災害時には業務継続計画を用い、事業が継続できるよう職員に周知できるよう努めていく。

【職員関係】

1、職員研修の充実

職員の資質向上を目的として、本年度の研修計画に基づき、大阪府社会福祉協議会や知的障害者福祉協会主催の研修、研究会等に参加する。また、虐待防止や身体拘束等の適正化、またハラスメント研修等を実施する。随時ケース検討会を実施し、サービス提供に活かしていく。また、誕生日休暇を導入する。

2、健康管理

毎月1回の検便、嘱託医と連携し年2回の健康診断を実施する。全職員向けインフルエンザの予防接種を実施する。日々の手洗い、アルコール消毒、換気等の励行に取り組む。また随時、感染症関連の情報収集に努め適宜対応する。

3、職員の福利厚生

インフルエンザ予防接種にかかる費用の事業所負担を実施する。新年会、歓送迎会をはじめ、年2回以上の親睦会を実施する。費用は事業所負担で行う。

【今後の展望】

地域ニーズの把握に努め、ニーズに応えていけるよう児童養護施設との連携をはかり、安心、安全、そして安定した施設運営を目指す。

令和8年度 子育て短期支援事業 事業計画書

1. 事業の目的

この事業は、児童を養育している家庭の保護者の疾病等の社会的な事由や父子家庭等の保護者の仕事等の事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童を児童福祉施設において一定期間、養育及び保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体 吹田市・豊中市・池田市・箕面市・尼崎市

3. 事業の種類及び内容

【短期保護（ショートステイ）事業】

（1）事業の内容

この事業は、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由（疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・就労及び学校等の公的行事への参加）によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育・保護を行うことを内容とする。

（2）利用対象児及び期間

この事業において対象となる者は、吹田市・豊中市・池田市・箕面市・尼崎市に居住し児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童で、市長が必要と認めた者とする。また、養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市長が保護者にやむを得ない事情があると認めた場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

【夜間養護（トワイライトステイ）事業】

（1）事業の内容

この事業は、児童を養育している父子家庭等が仕事等の事由によって帰宅が恒常的に夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、その児童を児童福祉施設に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行う。

（2）利用対象児及び期間

この事業において対象となる者は、吹田市・豊中市・池田市・箕面市・枚方市・尼崎市に居住し父等の仕事等が恒常的に夜間にわたる父子家庭等の児童であって、市長が必要と認めた者とする。また、養育・保護の期間は6ヶ月以内とする。ただし市長が保護者にやむを得ない事情があると認め

た場合には、同一年度内の必要最小限の範囲でその期間を延長することができるものとする。

【養育・保護の内容】

- (1) 快適で楽しい生活の場を提供する
家族から離れての不安や緊張をやわらげるため、利用児にあわせた援助を行う。
- (2) 利用居室は同一年齢児の居室を使用する。
- (3) 利用児の日課
利用児の日課は児童養護施設児童の日課に合わせる。また、利用時間が食事時間に含まれる場合は食事の提供を行う。
- (4) 病気・事故への対応
病気や事故の発生があった場合は、委託市並びに保護者に連絡を取るとともに医療機関への通院等適切な対応を行う。